

令和6年度 神奈川県認知症介護指導者養成研修 介護保険施設・事業者推薦の募集について

1 研修の目的

神奈川県（以下「県」）の高齢者等の介護実務者及び指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護の質の向上や地域支援の連携体制の構築、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るための指導的役割を担う「神奈川県認知症介護指導者」（以下「認知症介護指導者」）を養成することを目的とします。

2 認知症介護指導者の役割

認知症介護指導者及びその所属する施設・事業所の開設法人代表者は、本研修の目的にかんがみ、次の事項について同意・協力することが応募の前提となります。

- (1) 認知症介護指導者は、県が実施する認知症介護関係の研修の企画・立案への参画及び講師として従事すること。
- (2) 認知症介護指導者は、介護保険事業者や地域包括支援センター、市町村からの相談等に対するアドバイザーワークとなるとともに、認知症支援関係機関間の連携づくりに協力すること。
- (3) 認知症介護指導者は、県が行うその他認知症介護に関する取組みに対し協力をすること。
- (4) 認知症介護指導者の所属する施設・事業所の開設法人代表者は、(1)から(3)に掲げる認知症介護指導者の活動を支援すること。

3 研修実施主体

本研修は、社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修センター（以下「研修実施法人」）が実施主体として行うものをいい、県は介護保険事業者から受講候補者としての推薦を受け、別に定める基準に基づき審査を行った上で、介護保険事業者からの推薦者として研修受講を認め、研修実施法人に必要書類を送付します。

※ 研修受講者は、県が受講を認めた者のうち研修実施法人が実施する認知症介護指導者養成研修対象者選抜考査の結果、研修実施法人が認めた者となります。

4 県介護保険施設・事業者推薦対象者

県が研修受講を認める者は、以下の要件をすべて満たし、神奈川県内の施設・事業所に現に所属し、その施設・事業所の開設法人代表者が適当と認め、推薦した者とします。

- (1) 県が認める認知症介護実践リーダー研修修了者であること。
- (2) 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士または精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者。
- (3) 以下のいずれかに該当する者で、おおむね5年以上の介護実務経験を有する者。
 - ① 介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者。
 - ② 民間企業で認知症介護の教育に携わる者。
 - ③ 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者。
- (4) 認知症介護実践研修等事業の企画・立案に参画し、又は講師として従事することを推薦者が認めている者。
- (5) 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者。
- (6) 「2 認知症介護指導者の役割」を遵守できる者。
- (7) 研修の全日程を受講でき、受講の取り下げを行わないと誓約できる者。

5 募集する研修の日程及び場所

「令和6年度 認知症介護研究・研修東京センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」のとおり

6 推薦定員

若干名 ※該当者がいない場合は、研修実施法人に事業者推薦の申込みを行いません。

7 提出書類

申込みの際は、次の必要な書類をすべて提出してください。

- (1) 別添の研修実施主体が定める受講申込書、推薦書、実践事例報告用紙等
- (2) 県が認める認知症介護実践リーダー研修の修了証書の写し
- (3) 誓約書（別紙1）
- (4) 承諾書（別紙2）
- (5) 推薦理由書（別紙3）

8 申込み方法

本研修を受講しようとする者は、「7 提出書類」のすべてを申込締切日までに、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課に持参または郵送（必着）により提出してください。ただし、介護保険事業者のうち地域密着型サービス事業者の長の推薦する者にあっては、施設・事業所所在地の市町村担当課を経由して提出してください。

【提出先】〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 高齢福祉課 高齢福祉グループ
電話（045）210-1111（内線4847）

【申込締切】令和6年4月8日（月）※必着

9 研修費用

研修に係る受講料及びその他費用は受講者負担とします。

10 審査結果

県は、受講希望者からの提出書類について、別に定める基準に基づき審査し、県が受講候補者として推薦する者を決定し、必要書類を研修実施法人に送付します。

また、審査結果については、受講希望者の所属する施設・事業所の開設法人代表者宛てに送付します。

11 その他

- (1) 申込書に不実や虚偽の記載があった場合は、受講を認める者とした決定を取り消すとともに、次年度以降の応募資格を喪失します。
- (2) 県が研修を認めた者のうち、研修を全日程修了できなかった者又は研修受講を取り下げた者は次年度以降、本研修の募集資格を喪失したものとして取り扱います。
- (3) 研修の詳細については別添「令和6年度 認知症介護研究・研修東京センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」をご覧ください。